

# 鹿沼市重度心身障がい者医療費助成について

## <内容>

重度心身障がい児・者の健康を確保するため、心身に重度の障がいのある方が病院等で診療を受けた時に支払う保険診療費の自己負担分を助成します。助成方法は、「現物給付」と「償還払い」の2種類があります。なお、鹿沼市では、1病院1レセプト500円の自己負担についても助成しています。

\*入院などにおける食事療養費等自費分については自己負担となります。

\*難病や自立支援医療等公費負担分、特定疾病、高額療養費等は助成額に含みません。

各制度の申請手続きをしていただき、各制度適用後の医療費が助成対象医療費となります。

**医療費が高額である場合、加入している健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受けてください。**

## <対象となる方>

- ・身体障害者手帳1・2級又は同程度の障がいのある方
  - ・療育手帳のA1・A2又は知能指数が35以下と判定された方
  - ・身体障害者手帳3・4級及び同程度の障がいであって、療育手帳がB1又は知能指数が50以下と判定された障がいを重複している方
  - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方（令和4年4月1日から追加）
- のいずれかに該当し、受給資格者証交付申請により、受給資格者証の交付を受けた方。

## <受給資格者証交付申請方法>

次のものをご用意いただき IF-⑤番窓口で申請してください。

・身体障害者手帳・療育手帳 又は障がいを証する書類	・被保険者証等（資格確認書、マイナポータル資格情報画面の写し）	・本人名義の預金通帳
・精神障害者保健福祉手帳	・特定疾病療養受療証	
	・限度額適用認定証	
	・標準負担額減額認定証（該当のある方）	

## <受給資格異動届が必要な場合>

受給資格者に関して次のことが生じた場合は、必ず市役所障がい福祉課へ届出を行ってください。

変更事由	必要なもの
住所変更（市内）	・重度心身障がい者医療費受給資格者証
加入健康保険の変更	・重度心身障がい者医療費受給資格者証 ・被保険者証等
振込先口座の変更	・受給者本人名義の通帳（変更したい振込先のもの）
受給者証の紛失・汚損	・本人確認書類
受給者の死亡	・重度心身障がい者医療費受給資格者証 ・相続人名義の通帳
転出、生活保護該当による資格喪失	・重度心身障がい者医療費受給資格者証

## <利用方法>

	市内の医療機関		市外の医療機関
	医科、薬局	歯科、整体・整骨院等・訪問看護	
65歳未満の方	現物給付	償還払い	
65歳以上の方	償還払い		

【現物給付】… 医療機関の窓口で受給者証を掲示することにより保険診療自己負担分を支払わずに受診できます。

【償還払い】… 医療機関で保険診療自己負担額をお支払いいただき、後日、助成申請書（領収書添付又は医療機関の点数証明のあるもの）を提出いただくことで、自己負担額相当額を指定口座に振り込みます。後期高齢者医療以外の健康保険に加入している65歳以上の方は、自己負担額の一部助成となります。

#### <償還払いの申請方法>

1. 診療を受けた翌月以降に、助成申請書の「申請者記入欄」をご記入のうえ、領収書（受診者氏名、保険点数、負担割合、診療科目、入院・外来の別が明記されている医療領収書）を添えて申請してください。
2. 助成金の申請期間は、診療月の翌月初日から1年以内です。1年を経過した場合は助成できません。
3. 領収書に受診者氏名、保険点数、負担割合、診療科目、入院・外来の別が明記されていない場合は、「医療機関記入欄」に、医療機関等窓口にて点数証明を記入してもらって申請してください。証明手数料は自己負担になります。領収書を紛失してしまった場合も同様に証明をもらってください。
4. 1か月の医療費について、自己負担限度額を超え、高額療養費等が支給される場合は、加入している健康保険からの「支払決定通知」（コピー可）を必ず添付して申請してください。医療費から高額療養費等を差し引いた額を助成します。
5. 申請書は1つの医療機関・薬局ごとに1枚ずつ記入してください。同じ医療機関・薬局であれば、6か月分までまとめて申請できます。月途中で、加入している健康保険が変わった場合には、それぞれの健康保険ごとに申請書を記入してください。
6. 市役所障がい福祉課窓口 または、お近くのコミュニティセンター窓口へ持参するか、郵送でご提出ください。郵送での申請の場合、封筒に切手を貼り、住所・氏名を必ず記入して投函してください。
7. 領収書の返却を希望する方は、領収書のコピーをとっていただき、原本とコピーの両方を提出してください。原本に受理済スタンプを押してお返しします。郵送の場合は原本返却希望の旨を書き添えて、領収書の原本とコピーとあわせて、返信用切手も同封してください。
8. 一度提出された領収書はお返できませんので予めご了承ください。なお、当該助成を受けた医療費は医療費控除などの対象にはなりませんのでご注意ください。
9. 申請を受け付けた翌々月の原則10日（土日祝に重なる場合は前営業日）に、ご指定の口座に助成金を振り込みます。通知等は送付しませんので、預金通帳を確認してください。

#### <助成額から差し引く健康保険上の制度>

【高額療養費】… 1ヶ月の自己負担額が限度額を超えると、高額療養費として限度額を超えた分が、加入している健康保険から支給される制度で、該当の場合は支給額を差し引いた金額を助成します。支給がある場合は、支給決定通知を受けてから助成申請書に添付して助成申請をしてください。

鹿沼市は高額療養費支給確認のため健康保険へ照会及び高額療養費の代理申請等を行う場合もあります。

【付加金制度】… 加入している健康保険によっては、高額療養費の他に付加金の給付が受けられる場合があります。給付がある場合には、その額を差し引いた額を助成します。付加金制度については、加入している健康保険へお問い合わせください。

高額療養費、付加給付金をすでに被保険者が受け取り、医療費助成と高額療養費が重複した場合は、その額について、市に返納する必要があります。

お問い合わせ・郵送先 〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1  
鹿沼市役所 保健福祉部 障がい福祉課 障がい医療係（市役所1階⑤番窓口）  
TEL: 0289-63-2127 FAX: 0289-63-2169